

## 下水道事業 受益者分担金（勝北処理区）

### 1. 受益者分担金を納めていただく方は…

受益者分担金の納入義務者を「受益者」といいます。賦課対象区域内に建物を所有する方が対象となります。

分担金の賦課決定後に、土地・家屋の売買や相続、賃借等により受益者に変更がある場合は、その事実が発生した日から2週間以内に、必ず「受益者変更申請書」を提出してください。

建物所有者の名義変更だけでは、受益者を変更できません。

### 2. ご負担金額は…

(単位:円)

		基本額	加算額	備考
生活世帯	1 受益 1 戸当たり	300,000	100,000	
	(公共樹1基増す毎に)	100,000	30,000	
事業所等	1 受益 1 戸当たり	300,000	100,000	
	(公共樹1基増す毎に)	100,000	30,000	

加算額は、供用開始告示後3年以降の加入世帯、事業所に適用されます。

### 3. 納めていただく時期は…

納付方法は、年1回 3年間の3回分割払いです。(一括納付いただく場合は、「前納報奨金」が適用されます。)

納付時期は、下水道が使用可能(供用開始の告示)になった時から直近の3月、6月、9月、12月のいずれかの月となります。納期月中旬頃に受益者の方へ納付書をお送りしますので津山市内の金融機関にて納付してください。

### 4. 前納報奨金とは…

受益者分担金を一括で納付されますと、納期よりも前に納められた分担金の額に応じて前納報奨金が交付され、その額が分担金から減額となります。第1期納期限までに全額を一括納付されますと、総額の約8.4パーセントが前納報奨金として、分担金から差し引かれます。

一括納付をご希望の方は、受益者申告書とともに一括納付報奨金交付申請書をご提出ください。

### 5. 分担金の徴収猶予と減免とは…

受益者分担金は、下水道が整備された区域内すべての建物に対し一律に賦課されますが、建物の用途や状況により徴収猶予や負担金額が減免される場合があります。

徴収猶予とは… 分担金は賦課されるが、猶予対象に該当する場合は、徴収時期を一定期間延期できます。

(例 震災風水害や火災、盗難等で規定以上のもの。罹災証明を添付。)

減免とは… 分担金が、一定割合で減額されます。

(例 自治会が所有する集会所、消防団が管理する施設等)



詳しくは下記までお問い合わせください。

津山市 都市建設部 下水道課

〒708-8501 岡山県津山市山北 520 番地 Tel:0868-32-2100(直通) Fax:0868-32-2156